

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年1月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第13号

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、スルッとKANSAI都カード」及び「、スルッとKANSAI協議会に加盟する他の交通機関が発行するプリペイドカード」を削る。

第4条第3項中「二日乗車券」の右に「等、旅客が指定する日において乗合自動車を多回数乗車できる乗車券」を加える。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

(交通局営業推進室)